

令和4年(2022年)2月1日  
健康福祉部 社会福祉課

## 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金を支給します

### ■趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、国の制度として住民税非課税世帯等へ、1世帯当たり10万円を支給します。

### ■対象

#### ① 住民税均等割非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯は対象外。

#### ② 家計急変世帯

①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

### ■支給額

1世帯当たり10万円 ※1世帯1回限り。また、①・②の重複支給はできません。

### ■支給方法

申請者(世帯主)の本人名義の銀行口座に振り込まれます。

※銀行口座がない場合は、お問い合わせください。

### ■申請方法

#### ① 住民税非課税世帯

・令和3年1月1日以前から湖南省に住民票がある場合

令和4年2月下旬頃に確認書を発送します。同封の記入例を参考に対象要件に合致することをご確認いただき、給付対象となる場合のみ必要書類をご提出ください。※提出がないと振り込みできません。

・令和3年1月2日以降に転入された場合

令和3年度住民税均等割非課税であることを市から前住所地に照会します。確認でき次第、順次確認書を送付いたしますので、お待ちください。

#### ② 家計急変世帯…支給には申請が必要です。詳細については別途ホームページ等で案内いたします。

### ■問い合わせ

担当課名: 社会福祉課 担当者名: 園田・合田

(直通)0748-71-2359 17時15分以降は、0748-72-1290

(FAX)0748-72-3788



〒520-3288

滋賀県湖南省中央一丁目1番地

湖南省役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467